

佐賀県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区	間	の	
一般国道 三三三三号	唐津市浜玉町五反田字松本一 〇五四番三地先から 唐津市浜玉町五反田字松本九 七九番一地先まで	前	後	変更前 後の別
		二七・七 六・七		幅員 メートル
		三五四・三		延長 メートル